

令和7年広審第18号

裁 決

貨物船A乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 五級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官渡辺博史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の五級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年11月4日23時06分

愛媛県興居島北岸

2 船舶の要目

船種船名 貨物船A

総トン数 499トン

全長 64.76メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 735キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成15年10月に進水した船尾船橋型鋼製貨物船で、操舵室前部中央に操舵スタンド、右舷側に機関遠隔操縦装置、左舷側にG P Sプロッター及びレーダー2台をそれぞれ備え、a受審人ほか4人が乗り組み、石油化学製品約1,100キロリットルを載せ、船首3.6メートル船尾4.4メートルの喫水をもって、令和6年11月4日16時00分岡山県水島港を発し、来島海峡及び釣島水道を経由する予定で、大分港に向かった。

ところで、操舵室に備えられた第二種船橋航海当直警報装置（以下「当直警報装置」という。）は、センサーが同室の右舷前部天井に設置され、当直者の身体の動きをセンサーが感知しないと3分後に操舵室で警報灯が点滅し、その15秒後に同室で警報音を発して、30秒後には船長及び一等航海士の各居室で警報灯の点滅及び警報音を発するよう設定されていた。

また、a受審人は、Aに船長として乗り組んでいた令和6年5月頃、同船が遭遇した荒天による船体動搖で、同人は転倒して腰を強打した以降、持病の腰痛のため熟睡することができず、睡眠不足の状態が続いている。

a受審人は、出港操船を終えて休息中、17時00分頃腰痛が発生したことから痛み止め薬を服用し、19時30分愛媛県今治港北東方沖合で、一等航海士と交替し、G P Sプロッター、レーダー2台及び当直警報装置をそれぞれ作動させて単独の船橋当直に就き、腰痛が再発したので20時00分頃再度痛み止め薬を服用し、来島海峡を航過した後、釣島水道に向けて安芸灘を西行した。

a受審人は、腰痛を和らげるため操舵スタンド後方の椅子に腰を掛け操船に当たっていたところ、安芸灘南航路第2号灯浮標付近に至

り、22時32分頭崎灯台から023.5度（真方位、以下同じ。）

4.9海里の地点で、針路を212度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分350にかけ、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 受審人は、頭崎北方沖合約2海里のところで針路を釣島水道に向けて転針する予定でいたところ、22時38分頭崎灯台から021.5度3.9海里の地点に達したとき、椅子に腰を掛けた姿勢で操船を続けると、睡眠不足の状態で来島海峡を航過し終えたことの安堵感があった上、痛み止め薬を服用して腰痛が和らいだことから、気が緩み、眠気を催したが、程なく予定転針地点に至るので眠気を我慢できるものと思い、二等航海士を昇橋させて2人当直体制とするなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

a 受審人は、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、当直警報装置が同人の僅かな身体の動きを感じて警報を発せず、予定転針地点で転針できないまま、興居島北岸に向首続航中、23時06分頭崎灯台から254度1.0海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同岸の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力2の東風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に凹損等を生じたが、来援した引船に引き下ろされ、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、安芸灘を釣島水道に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、興居島北岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、安芸灘を単独の船橋当直に就き、椅子に腰掛けた姿勢で自動操舵により釣島水道に向けて航行中、睡眠不足の状態で来島海峡を航過し終えたことの安堵感があった上、痛み止め薬を服用して腰痛が和らいだことから、気が緩んで眠気を催した場合、居眠り運航とならないよう、二等航海士を昇橋させて2人当直体制とするなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、程なく予定転針地点に至るので眠気を我慢できるものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、居眠りに陥り、当直警報装置がa受審人の僅かな身体の動きを感じて警報を発せず、予定転針地点で転針できないまま、興居島北岸に向首進行して同岸の浅所への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の五級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年12月3日

広島地方海難審判所

審判長 審判官 井 手 則 義

審判官 山 岸 雅 仁

審判官 高 橋 寿 則